文教常任委員会

番　　号	令８・18号	受理月日	令和８年10月19日	付託月日	令和８年11月27日
件　　名	区立中学校における生徒の携帯電話の預かり・返却の運用基準の策定と、条件付き持込みの検討に関する陳情				
請 願 者					
紹介議員					

【要旨】

区立中学校で生徒の携帯電話が預かられた際、返却の条件として保護者の来校が求められ、共働き等で平日に来校できない家庭が返却を受けられない事例が生じています。

区として、預かり・返却の運用基準を定め、また国の通知の趣旨に沿った条件付き持込みを検討するよう求めます。

【陳情事項】

1　区立中学校における携帯電話の預かり・返却の運用について、区として統一した基準を定めること（当日の下校時に生徒本人へ返却すること、共働き等で来校できない家庭へ配慮することを含む）

2　保護者の来校を返却の唯一の条件とする運用を見直すよう、各校に周知すること

3　令和２年７月31日付文部科学省初等中等教育局長通知の趣旨に沿い、生徒・保護者・学校が協議して、条件付きで携帯電話の持込みを認める方向で検討すること

4　区立中学校全校の現状（持込みの可否、預かり・返却の方法）を調査し、結果を公表すること

【理由】

1　携帯電話は家庭の私有財産であり、学校の預かりは教育指導上必要な範囲の一時的なものにとどめるべきです。下校時に生徒本人へ返却すれば足りるにもかかわらず、保護者の来校を条件とすると、共働き・ひとり親など平日に来校できない家庭は、返却を受けられません。就労状況によって返却の可否が左右されるのは、公平

を欠きます。

２　国は令和２年７月31日付の通知で、中学校での携帯電話の持込みについて、生徒・保護者・学校の合意のもとで条件付きに認める考え方を示しています。しかし区立中学校の中には、持込みを全面的に禁止する学校があり、国の方針が十分に反映されていません。

３　全面禁止のもとでは、生徒が隠して持参せざるを得ず、緊急地震速報のように安全を守るための通知でも、携帯電話が鳴動したことで預かられ、保護者が来校を求められる事態になっています。災害・不審者・事故の際の連絡手段と居場所確認の必要性が高まる中、安全確保の観点から本末転倒です。

４　同様の事例は一部の学校だけの問題ではない可能性があります。区として全校の実態を把握し、基準を明確にすることで、すべての生徒と保護者が公平に扱われるようにすることを求めます。